

松江市入札及び契約の手続き、工事成績評定並びに指名停止等措置に係る苦情処理要領

第1 趣旨

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）を踏まえ、松江市が発注する建設工事に係る入札及び契約の手続き、工事成績評定並びに指名停止等措置に関する苦情の処理について、必要な事項を定める。

第2 対象

この要領は、次に掲げるものを対象とする。

1 入札及び契約の手續に係る苦情処理の対象

（1）制限付一般競争入札によるもの

松江市建設工事事後審査型制限付一般競争入札執行要領（以下「一般競争入札執行要領」という。）に基づく制限付一般競争入札による建設工事（総合評価方式によるものを含む。）

（2）指名競争入札によるもの

松江市が指名競争入札により契約を締結する建設工事

（3）随意契約によるもの

松江市が随意契約により契約を締結する建設工事

2 工事成績評定に係る苦情処理の対象工事

松江市建設工事成績評定要領（以下「工事成績評定要領」という。）に規定する評定の対象となる建設工事

3 指名停止等措置に係る苦情処理の対象

（1）指名停止によるもの

松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱及び松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱（以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止（期間の変更を含む。以下「指名停止」という。）

（2）警告又は注意の喚起によるもの

指名停止要綱の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

第3 苦情申立て

1 入札・契約の手續に係る苦情申立てについて

（1）苦情申立てができる者

ア 制限付一般競争入札によるもの

競争参加資格確認申請書を提出した者で、競争参加資格がないと認められた者

イ 上記アのうち、総合評価方式によるもの

上記アに該当する者のほか、提出した技術提案に関し、不採用の通知を受けた者

ウ 指名競争入札によるもの

当該入札と同一の工種又は業種の競争入札参加資格を有する者で、当該入札に指名されなかった者

エ 随意契約によるもの

当該契約と同一の工種又は業種の競争入札参加資格を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかった者

（2）苦情申立てができる範囲

ア 制限付一般競争入札によるもの

競争参加資格がないと認められた理由

イ 上記アのうち、総合評価方式によるもの

上記アのほか、技術提案が不採用となった理由

ウ 指名競争入札によるもの

指名されなかった理由

エ 随意契約によるもの

当該契約の相手方として選定されなかった理由

(3) 苦情申立ての手續

苦情申立ての手續は、以下に定めるところによる。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、苦情申立てへの回答期間を延期できるものとする。

ア 制限付一般競争入札によるもの

制限付一般競争入札に係る苦情の申立ての手續は、一般競争入札執行要領の規定による。この場合において、競争参加資格がないと認められた理由についての説明に不服がある場合は、再苦情の申立てを行うことができる旨を併せて通知するものとする。

イ 上記アのうち、総合評価方式によるもの

総合評価方式に係る苦情の申立ての手續は、上記アに規定するもののほか、松江市建設工事総合評価方式試行要領の規定による。

ウ 指名競争入札によるもの

指名競争入札に係る苦情は、市長が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して7日（松江市の休日を定める条例（平成17年松江市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により市長に対して申立てを行うことができるものとする。苦情の申立てがあった場合は、市長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、指名されなかった理由及び当該理由についての説明（以下「理由等」という。）を、審査会（松江市建設工事入札参加者等選定要領（平成17年松江市告示第17号）に定める審査会をいう。以下同じ。）の議を経て、書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。この場合において、指名されなかった理由等に不服がある場合は、再苦情の申立てを行うことができる旨を併せて通知するものとする。

エ 随意契約によるもの

随意契約に係る苦情は、市長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により市長に対して申立てを行うことができるものとする。苦情の申立てがあった場合は、市長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、当該契約の相手方として選定されなかった理由等を、審査会の議を経て、回答書により回答するものとする。この場合において、選定されなかった理由等に不服がある場合は、再苦情の申立てを行うことができる旨を併せて通知するものとする。

(4) 苦情の申立ての却下

市長は、申立て期間の期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(5) 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。

ア 制限付一般競争入札方式によるもの

入札公告に、記第3のうち1（1）から（3）に規定する苦情申立てができる旨を教示すること。

イ 指名競争入札方式によるもの

揭示等により、記第3のうち1（1）から（3）に規定する苦情申立てができる旨を教示すること。

ウ 随意契約によるもの

揭示等により、記第3のうち（1）から（3）に規定する苦情申立てができる旨を教示すること。

(6) 苦情処理結果の公表

市長は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

2 工事成績評定に係る苦情申立てについて

(1) 苦情の申立てができる者

工事成績評定結果の通知を受理した者で、当該工事成績評定結果に対して疑問又は不服がある者

(2) 苦情の申立ての手續

工事成績評定結果に係る苦情の申立ては、工事成績評定要領の規定による。苦情の申立てがあった場合は、財政部長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まな

い。)以内に工事成績評定要領に規定する書面により回答するものとする。この場合において、工事成績評定結果に対する疑問又は不服についての説明に不服がある場合は、再苦情の申立てを行うことができる旨を併せて通知するものとする。

なお、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、上記の回答期間を延期できるものとする。

(3) 苦情の申立ての却下

財政部長は、申立て期間の期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(4) 苦情申立てについての教示

財政部長は、苦情申立てができる旨の教示を工事成績評定結果の通知書において行うものとする。

(5) 苦情処理結果の公表

財政部長は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

3 指名停止等措置に係る苦情申立てについて

(1) 苦情の申立てができる者

指名停止又は警告等の措置を受けた者

(2) 指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示

市長は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を併せて通知するものとする。

(3) 苦情申立ての手続き

指名停止又は警告等の措置を受けた者は、書面により市長に対して苦情を申立てることができる。書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 申立て者の商号又は名称並びに住所

イ 申立てに係る措置

ウ 申立ての趣旨及び理由

エ 申立ての年月日

(4) 苦情申立ての期間

苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

ア 指名停止 当該指名停止の期間内

イ 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(5) 苦情申立てに対する回答

ア 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に回答書により回答するものとする。

イ 市長は、記第3の3（5）アの規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、上記の回答期間を延長することができるものとする。

(6) 苦情申立ての却下

市長は、記第3の3（4）の苦情申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、回答書によりその申立てを却下することができるものとする。

(7) 再苦情申立てについての教示

市長は、記第3の3（5）の規定による回答をする場合には、回答書に再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(8) 苦情処理結果の公表

市長は、記第3の3（5）の規定による回答をおこなったときには、申立者の提出した書面及び回答書を速やかに公表するものとする。

第4 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

記第3のうち1（3）、2（2）又は3（5）の回答書を受理した者であって、回答書による説明に

不服がある者は、市長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法

(1) 再苦情申立ての期間

ア 入札及び契約の手續きに係る苦情

市長から記第3のうち1(3)の回答書を受け取った日~~から~~の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により市長に対して行うことができる。

イ 工事成績評定に係る苦情処理の対象工事

財政部長から記第3のうち2(2)の回答書を受け取った日~~から~~の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により市長に対して行うことができる。

ウ 指名停止等措置に係る苦情処理

(ア) 指名停止措置

当該指名停止の期間内(記第3のうち3(5)の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内)

(イ) 警告又は注意の喚起によるもの

記第3のうち3(5)の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

(2) 入札監視委員会に対する審議依頼

市長は、再苦情の申立てがあった場合、速やかに松江市入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。なお、入札監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立書の様式等については、別途定めるものとする。

3 再苦情申立てへの回答

市長は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、審査会の議を経てその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

市長は、申立て期間の期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、申立後7日以内(休日を含まない。)その申立てを却下することができるものとする。

5 再苦情処理結果の公表

市長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び市長が回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

年 月 日

苦 情 申 立 書

(あて先)
松江市長

苦情申立者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

申 立 対 象 工 事 名	
申 立 事 項	
申 立 の 根 拠	

※この様式を再苦情の申立に用いる場合は、「苦情」の文言を「再苦情」に改めること。

回 答 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

松江市長

年 月 日付けで申立のあったことについて、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服がある場合には、この回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、松江市長に対して再苦情の申立をすることができます。

記

回 答	
-----	--